

議第32号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

- (1) 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正により，出産育児一時金の額が改正されたことに伴い，所要の規定の整備をするものです。
- (2) 平成30年度から，国民健康保険は，市町村個別の運営から，都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる運営に変更され，市町村は，都道府県が示す標準保険料率を基に保険料率を定めて保険料を徴収し，国民健康保険の事業運営に必要な費用を国民健康保険事業費納付金として都道府県に納付することとされています。
この度，国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の3第3項の規定により，広島県（以下「県」といいます。）から，令和5年度の標準保険料率の通知がありましたので，これを参考にして令和5年度の保険料率を決定するため，所要の規定の整備をするものです。
- (3) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正により，保険料の後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額の引上げ及び減額措置の対象世帯の所得判定基準の見直しが行われることに伴い，所要の規定の整備をするものです。
- (4) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の一部改正により，公共職業安定所の長は失業の認定等の際に，「雇用保険受給資格者証」ではなく，「雇用保険受給資格通知」を交付することができることとされたことに伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 出産育児一時金の額の引上げ

本市が行う国民健康保険（以下「呉市国民健康保険」といいます。）においては，健康保険法（大正11年法律第70号）等に基づく健康保険と同様に，呉市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が出産したときは，出産育児一時金として408,000円（産科医療補償制度に加入している分娩機関において被保険者が出産したときは，当該制度の掛金（12,000円）に相当する額を加算した額である42万円）を支給しています。

この度，出産に要する費用の現状や少子化対策としての重要性に鑑み，健康保険法施行令の一部が改正され，出産育児一時金の額が488,000円に引き上げられました。

これに伴い，呉市国民健康保険においても同様の措置を講じることとし，産科医療補償制度の対象となる被保険者に対する出産育児一時金の支給総額は，次のとおりとなります。

- ・現行：408,000円＋加算額12,000円（支給総額42万円）
- ・改正後：488,000円＋加算額12,000円（支給総額50万円）

【参考】

○ 産科医療補償制度

分娩に関して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、発症の原因を分析し、同種事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止及び早期解決並びに産科医療の質の向上を図ることを目的とし、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営するもので、分娩機関が加入する制度です。

妊産婦が加入分娩機関で出産した場合（在胎週数22週以降の分娩）には、保険者から支給される出産育児一時金に掛金相当額が加算されます。

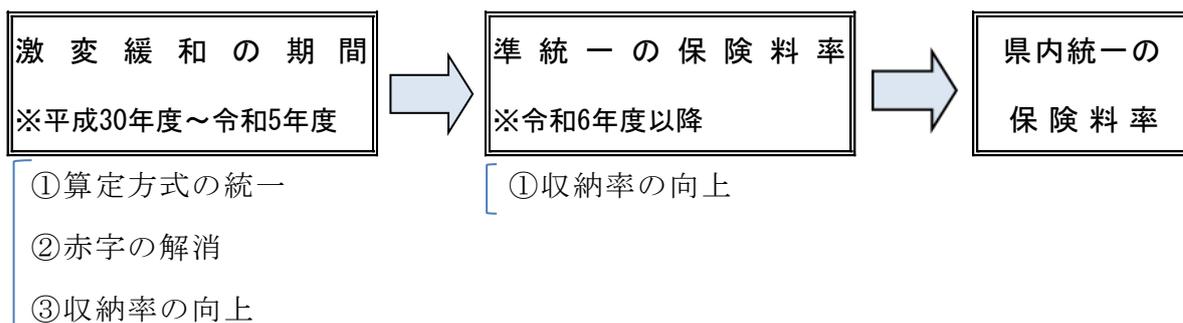
(2) 県の通知に伴う保険料率の変更

呉市国民健康保険の保険料は、所得に応じた応能分である「所得割額」と、受益に応じた応益分である一人当たりの「被保険者均等割額」と一世帯当たりの「世帯別平等割額」とを合算して算出しています。

県は、令和6年度に国の基準に基づき算出した保険料率に対して各市町の収納率等を反映させ、県が独自に定める保険料率（以下「準統一の保険料率」といいます。）を各市町に示し、各市町はこれに合わせて保険料率を定めることとしており、平成30年度から令和5年度までの激変緩和措置期間中に各市町は準統一の保険料率との差の解消に取り組むこととされています。

呉市においても、激変緩和措置期間中に準統一の保険料率との差を計画的に解消していくに当たり、令和5年度の基礎賦課総額等に係る各区分の割合を次のとおり見直します。

【県内統一の保険料率に向けたイメージ】



【参考】基礎賦課総額等に係る各区分割合の推移

			令和3年度		令和4年度		保険料率
			呉市の保険料率 区分割合	保険料率	準統一 保険料率 での区分 割合	呉市の 保険料率 区分割合	
基礎賦課額	応能	所得割	47%	7.40%	45%	47%	7.10%
	応益	均等割	35%	25,560円	39%	36%	26,640円
		平等割	18%	20,400円	16%	17%	19,680円
後期高齢者 支援金等 賦課額	応能	所得割	47%	2.80%	45%	47%	2.60%
	応益	均等割	35%	9,480円	39%	36%	9,840円
		平等割	17%	7,440円	16%	17%	6,960円
介護納付金 賦課額	応能	所得割	47%	2.50%	43%	47%	2.30%
	応益	均等割	35%	9,360円	40%	36%	9,840円
		平等割	17%	5,640円	17%	17%	5,400円

令和5年度	
準統一 保険料率 での区分 割合	呉市の 保険料率 区分割合
45%	46%
38%	37%
17%	17%
45%	46%
38%	37%
17%	17%

※令和5年度の保険料率は、直近の被保険者数、世帯数及び令和4年中の所得状況に基づき、7月上旬に決定します。

(3) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもの

ア 賦課限度額の引上げ

保険料の後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を20万円から2万円引き上げて22万円とします。

イ 減額措置の対象世帯の所得判定基準の見直し

所得水準の全体的な上昇等の影響で、保険料の賦課額における被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料の5割減額及び2割減額の対象となる世帯の範囲が縮小しないよう、所得判定基準を次のとおり見直します。

(7) 5割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を28万5千円から29万円に増額して世帯の所得判定を行います。

(1) 2割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を52万円から53万5千円に増額して世帯の所得判定を行います。

(4) 雇用保険法施行規則の一部改正に伴うもの

会社の都合等による離職によって呉市国民健康保険に加入した被保険者（以下「特例対象被保険者」といいます。）に対しては、市長に届出をすることにより保険料の負担を軽減することとしていますが、当該届出に当たり、公共職

業安定所の長から交付された「雇用保険受給資格者証」の提示を求められた場合は、届出者はこれを提示しなければならないこととしています。

雇用保険法施行規則の一部改正により、公共職業安定所の長は、失業の認定等の際、離職者がマイナンバーカード（個人番号カード）による本人認証を希望するときは、「雇用保険受給資格者証」ではなく、「雇用保険受給資格通知」を交付することとされました。

これに伴い、届出時に提示を求める対象に「雇用保険受給資格通知」を加えることとし、提示を求められた届出者は、「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」のいずれかを提示しなければならないこととします。

3 施行期日

令和5年4月1日